

大阪市の 特別支援教育概要

令和5年度
(2023年度)

大阪市教育委員会

はじめに

1	大阪市の特別支援教育の沿革	1
2	令和5年度 大阪市立小・中学校及び義務教育学校通級による指導及び特別支援学級状況一覧	14
3	大阪市立中学校特別支援学級の卒業生進路状況(令和4年度卒業生)	16
4	就学・進学教育相談	17
	(1) 特別支援学校への就学手順(概略)	17
	(2) 特別支援学校(大阪府立支援学校)への就学等手続き	18
	(3) 令和5年度大阪市内の特別支援学校(府立支援学校)の通学区域	19
	(4) 特別支援教育相談機関	20
5	大阪市の特別支援教育	22
	(1) 令和5年度校園別研究目標	22
	(2) 特別の教育課程	23
	(3) 交流及び共同学習	23
	(4) 訪問学級、病院内分教室	24
	(5) 教育委員会の主な取組み	25
	(6) 令和5年度 特別支援教育研修予定表	26
－資料 I－		
資料 I-1 (1)	「大阪市教育振興基本計画」の概要	28
資料 I-1 (2)	「大阪市教育振興基本計画」インクルーシブ教育システムの推進	30
資料 I-2	大阪市障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(抜粋)	31
資料 I-3 (1)	障がいのある子どもの就学(進学)について	38
資料 I-3 (2)	本市における障がいのある児童生徒の多様な学びの場	42
資料 I-3 (3)	就学・進学相談票(学校用)	44
資料 I-4	令和5年度大阪府内の特別支援学校の概要	45
資料 I-5 (1)	特別支援学校への就学について【様式4】	49
資料 I-5 (2)	就学指導相談票(新小1・新中1用)【様式4-2】	50
資料 I-5 (3)	特別支援学級の入級について【様式3、様式3-1】	51
資料 I-6	「個別の教育支援計画」等の校種間における引継ぎについて(通知)	53
資料 I-7	令和5年度通級による指導(他校通級)の案内	54
資料 I-8	大阪市の養護教育における就学指導について(意見具申)	55
資料 I-9	養護教育基本方針	57

一資料 Ⅱ一

資料 Ⅱ－1	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要	59
資料 Ⅱ－2	学校教育法施行令の一部改正について（通知）	65
資料 Ⅱ－3	障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）	68
資料 Ⅱ－4 (1)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要	73
資料 Ⅱ－4 (2)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）条文	74
資料 Ⅱ－5	障害者の権利に関する条約（抄）	82
資料 Ⅱ－6	幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領（特別支援教育関連部分抜粋）	87
資料 Ⅱ－7	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）	89
資料 Ⅱ－8	「障がいのある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」について（通知）	100
資料 Ⅱ－9	特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）	104
資料 Ⅱ－10	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について（通知）	109
資料 Ⅱ－11	小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）	112

はじめに

令和4年4月27日に文部科学省より「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」が通知され、学びの場の判断や交流及び共同学習の時数、自立活動の時数、通級による指導における国の考え方が示されました。この通知では、国として改めて、「特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築すること」が重要であると示されました。

また、令和5年3月13日には、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について」が通知され、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現に向けて具体的な提言が示されました。

本市では、教育の大綱である「大阪市教育振興基本計画」を令和4年より新たに策定し、最重要目標として、従来からの「安全・安心な教育の推進」・「未来を切り拓く学力・体力の向上」に加え、「学びを支える教育環境の充実」を設定し、教育委員会と学校現場が連携を深めながら取組を進めています。インクルーシブ教育の推進では、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の一層の推進に取り組みながら、障がいの有無に関わらず、互いを認め合い、協働できる共生社会をめざします。そのために、障がいのある児童生徒の自立及び社会参加を見据えて、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるよう通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育を充実していきます。

また、多様な学びの場の一つである「通級による指導」を自校に開設する「自校通級」を今年度より、令和8年度をめどに、全校に順次拡充していく予定です。

障がいのある子どもたちに対する支援にかかる本市の事業を紹介いたしますと、人的支援体制の充実に向け、平成27年度より小中学校に個別支援の必要な児童生徒の学習補助や生活補助を行う「特別支援教育サポーター」を配置しています。令和2年度からは、「特別支援教育サポーター」と「発達障がいサポーター」を一元化し、小中学校に支援体制の整備と充実を図ることで、支援の必要な児童生徒に対し、より柔軟な対応ができるよう努めています。また、経験豊かな元教員を「インクルーシブ教育推進スタッフ」として拠点校に配置し、教員の指導力向上及び特別支援教育サポーターへの助言等、各校園の支援体制の強化を図っています。

「巡回指導」については、学校現場の多様な相談ニーズに応えるべく、巡回アドバイザー（臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士）及び指導主事が相談内容に応じて各校園を巡回し、教職員に対する指導助言等を行っております。新たに通級による指導の開設拡充に伴い、今年度より通級指導アドバイザーが自校通級開設後の巡回、研修を担い、時にはTeamsでの相談にも応じながら支援しております。

また、本市では、全国に先駆けて平成7年度より、医療的ケアの必要な児童生徒が安心して、安全で充実した学校生活を送れるよう看護師を学校に派遣する事業を進めてきました。令和3年9月18日に、いわゆる「医療的ケア児支援法」が施行され、国として医療的

ケア児の支援についての法整備がようやく進みましたが、本市におきましても、地域の学校園への看護師配置や教員への喀痰吸引研修等、引き続き、医療的ケアの必要な児童生徒に対する校内体制の充実を図ってまいります。

教員の専門性の向上に向けた取組として、集合研修やオンライン研修、オンデマンド研修などハイブリッド型の研修を実施し、より充実した研修機会となるよう実施方法や研修内容をより吟味しながら拡充を図っております。

また、本市教員の特別支援学校教育職員免許保有率の向上に向けて、本市独自で「特別支援学校教育職員免許法認定講習」を実施しています。令和5年度は、「特別支援教育基礎論」「肢体不自由教育総論」「病弱教育総論」の3科目を開講いたしました。

キャリア教育については、昭和36年に創立した「職業教育センター」を前身とする「大阪市キャリア教育支援センター」において、本市に在住する障がいのある生徒に職業体験実習（紙器加工、印刷・製本、クリーニング作業など）の場を提供するとともに、就労相談担当指導員による、就労に向けた相談や様々な情報発信を行っています。

特別支援学校に就学・進学した児童生徒についても、地域とのつながりを大切にする観点から、積極的に居住地の小中学校及び義務教育学校の児童生徒と交流及び共同学習を進めています。教育委員会では、すべての子どもたちが将来、地域社会の中で共に生きていく態度を育むことができるよう、リーフレット「居住地校交流のすすめ」を作成、配布し、各学校園での交流及び共同学習の推進を図っています。

本年度も、インクルーシブ教育推進システムの充実と推進に向けた本市の特別支援教育の取組を、『大阪市の特別支援教育の概要』にまとめました。各校園・関係諸機関におかれましては、広く本市の特別支援教育の現状と課題について理解を深めていただくための資料としてご活用ください。

令和5年9月 大阪市教育員会事務局
指導部 インクルーシブ教育推進担当

1. 大阪市の特別支援教育の沿革

	大阪市関係	大阪府関係	文部科学省関係
明治	<ul style="list-style-type: none"> ・12年10月 大阪模範盲啞学校設置（翌年6月30日廃止） ・33年 五代五兵衛氏私立大阪盲啞院を投置 ・39年 鈴木治太郎氏「教育治療室」を設け特別指導を行う ・40年 私立大阪盲啞院が大阪市へ移管、市立大阪盲啞学校となる（大正8年市立盲啞学校と改称） 		<ul style="list-style-type: none"> ・5年学制公布 ・12年第一次教育令公布 ・19年第一次小学校令公布
大正	<ul style="list-style-type: none"> ・8年 市立児童相談所開設 ・9年 市立児童相談所学園部に精神薄弱学級（最初の特殊学級）開設 ・12年 市立盲啞学校を市立盲学校と市立聾啞学校に分離 ・12年 市立中大江東尋常小学校ほか6校に特別学級設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年私立大阪訓盲院設置（昭和3年大阪府への移管、現府立大阪南視覚支援学校） ・15年私立聾口話学校設置（昭和8年大阪府に移管、現府立生野聴覚支援学校） 	<ul style="list-style-type: none"> ・12年盲学校及び聾学校令公布
昭和元々昭和21	<ul style="list-style-type: none"> ・5年 鈴木治太郎氏、鈴木ビネー智（知）能測定法を完成 ・15年 市立児童教育相談所を真田山公園内に開設 ・15年 大阪市立助松郊外学園・大阪市立淡路郊外学園設置 ・15年 市立思斉学校設置 ・16年 市立思斉学校に難聴児のための「正聴教室」を開設 ・17年 市立思斉学校を市立思斉国民学校と改称 ・17年 虚弱児の郊外学舎16学舎設置 ・17年 特別（特殊）学級31学級 ・20年 全特殊学級を解散 	<ul style="list-style-type: none"> ・12年堺市立浅香山学園（身体虚弱）設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・16年国民学校令公布
22	<ul style="list-style-type: none"> ・市立思斉国民学校を市立思斉小学校と改称 ・林寺小学校に促進学級設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法制定
23	<ul style="list-style-type: none"> ・市立少年保養所附設貝塚学園設置 ・市立聾啞学校を市立聾学校と改称 	<ul style="list-style-type: none"> ・大東市立四条中学校に府下最初の特級学級設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・盲・聾学校の就学義務・設置義務施行（政令第79号） ただし、31年度に中学部までの義務就学実施完了
24	<ul style="list-style-type: none"> ・大宮中学校に思斉小学校分校設置 ・田辺、福島、日東、元町各小学校に特殊学級設置（5学級） ・小学校特殊学級担任者会発足 		
25			<ul style="list-style-type: none"> ・特殊教育研究集会開催
26	<ul style="list-style-type: none"> ・市立少年保養所附設貝塚学園を解消し、市立郊外貝塚小・中学校設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府教育委員会に特殊教育専任指導主事1名配置 	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会に特殊教育専任指導主事1名配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊教育研究集会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊教育室新設
28		<ul style="list-style-type: none"> ・特殊教育該当者出現率調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育上特別の取扱いを要する児童・生徒の判別基準」作成 ・文部省精神薄弱児実態調査 ・精神薄弱児対策基本要綱決定
29		<ul style="list-style-type: none"> ・府立堺聾学校設置 ・府立生野聾学校鶴橋分校設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・中教審「特殊教育、へき地教育の振興」についての答申
30	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市精神薄弱児育成会発足 		
31	<ul style="list-style-type: none"> ・豊崎中、高倉中、難波中に特殊学級設置 ・中学校特殊学級担任者会発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立養護学校設置（現堺支援学校）同中津分校設置 ・「特殊学級の手引—その設置と運営—」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・盲学校及び聾学校小・中学部学習指導要領一般編通達 ・公立養護学校整備特別措置法公布

32	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会指導第1課に特殊教育係設置(昭33.1.4) ・市立思斉小・中学校を市立思斉養護学校と改称 ・市立盲学校鞆分校設置 ・市立郊外貝塚小・中学校を、市立貝塚養護学校と改称 ・中学校教育研究会に特殊教育部設置、「特殊教育」発刊 ・小学校特殊学級担任者会「あしあと」発刊 	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市立養護学校設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊教育主任官室設置 ・学校教育法一部改正 養護学校を義務制の学校として措置 ・養護学校に就学奨励法適用
33	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪厚生年金病院内に福島小学校の肢体不自由学級設置 ・特殊教育係長及び担当指導主事1名配置(2名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊学級設置第1次計画開始 ・府立堺豊学校に幼稚部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健法公布 (就学時健康診断規定)
34	<ul style="list-style-type: none"> ・難波養護学校(中学部)設置 ・大阪厚生年金病院内に下福島中学校の肢体不自由学級設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府公立小学校、中学校特殊学級(精神薄弱)設置要項」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・中教審「特殊教育の振興について」答申 ・盲学校及び聾学校高等部学習指導要領一般編通達
35	<ul style="list-style-type: none"> ・助松養護学校設置 ・特殊教育担当指導主事2名増員(4名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市立養護学校分校設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神薄弱者福祉法施行 ・養護学校教員臨時養成課程設置
36	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪厚生年金病院内に福島小学校の病・虚弱学級設置 ・難波養護学校内に市立精神薄弱児職業教育センター設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特殊学級教育課程実施要領の届出要領」作成 ・特殊教育担当指導主事1名増員 ・府立生野豊学校鶴橋分校の位置を変更桃谷分校とする ・府立養護学校に高等部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊学級設置5ヵ年計画開始
37	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市特殊教育審議会設置(大阪市条例による) ・光陽養護学校設置 ・金塚小学校に難聴学級設置 ・大阪市特殊教育振興会発足 ・大阪市教育研究所内に「鈴木文庫」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府教育課程審議会に「特殊教育の充実振興策」を諮問、同答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の改正(情緒がい害児短期治療施設の設置) ・特殊教育課設置 ・「学校教育法施行令の一部改正」-22条の2を規定- ・「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育的措置」通達(判別基準失効)
38	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市盲学校鞆分校廃止 ・本田小学校に弱視学級設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会指導第二課に特殊教育係設置 ・特殊学級設置第2次5ヵ年計画開始 ・特殊教育に関する総合計画立案 ・府立堺豊学校に高等部設置 ・歯科技工士養成所として府立堺豊学校指定(厚生省) ・「大阪府公立小学校・中学校特殊学級(精神薄弱)教育課程要項」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・「養護学校学習指導要領小・中学校部(精神薄弱)」「養護学校学習指導要領小学部(肢体不自由)」「養護学校学習指導要領小学部(病弱)」を通達
39	<ul style="list-style-type: none"> ・思斉養護学校に高等部別科設置 ・難波養護学校に高等部別科設置 ・市立児童院内に明治小学校の情緒障がい学級設置 ・大阪市教育研究所内に大宝小学校言語障がい学級設置 ・花乃井中学校に弱視学級設置 ・松虫中学校に難聴学級設置 ・特殊教育担当指導主事1名増員(5名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府公立養護学校教育課程要項(肢体不自由)」作成 ・特殊教育振興委員会「精神薄弱教育施設計画に関する意見書」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・「養護学校学習指導要領中学部(肢体不自由)」「養護学校学習指導要領中学部(病弱)」通達 ・「盲学校学習指導要領小学部」「聾学校学習指導要領小学部」告示 ・「養護学校及び精神薄弱特殊学級設置計画(10年計画)」発表
40	<ul style="list-style-type: none"> ・光陽養護学校に高等部別科設置 ・東陽中学校に言語障がい特殊学級設置 ・特殊教育担当指導主事1名増員(6名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府立養護学校教育課程要項(病弱)」作成 ・「大阪府心身障害者対策要綱」作成(民生・衛生・労働・教育の各部による心身障害者対策協議会) ・特殊教育振興委員会「肢体不自由教育施設計画」に関する調査研究(1年次) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「盲学校学習指導要領中学部」「聾学校学習指導要領中学部」告示 ・「理学療法士及び作業療法士法」の制定(厚生省)

41	<ul style="list-style-type: none"> ・「特殊学級における教育課程の手引き」作成 ・研究実験校(特殊教育)の指定開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立高槻養護学校設置 ・府立堺豊学校高等部に専攻科(歯科技工科)設置 ・理学療法士養成機関として府立盲学校指定(厚生省) ・特殊教育振興委員会「肢体不自由教育施設計画」及び「病弱教育施設計画」に関する調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・「盲学校学習指導要領高等部」「聾学校学習指導要領高等部」告示 ・「盲学校及び聾学校の高等部の学科を定める省令」制定 ・大阪学芸大学附属養護学校設置
42	<ul style="list-style-type: none"> ・生野養護学校設置(中学郡) ・肋松養護学校が貝塚養護学校に統合 ・特殊教育担当指導主事1名増員(7名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立八尾養護学校設置 ・府立堺養護学校大手前分校設置 ・特殊教育担当指導主事1名増員 ・特殊教育振興委員会「病弱教育施設計画に関する意見書」「肢体不自由教育施設計画に関する意見書」 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊教育の基本に関する協力者会議 ・心身障害児総合実態調査 ・特殊教育推進地区の設置 ・就学猶予免除の事務は市町村教委専決となる(8月1日から) ・特殊教育総合研究調査会議報告
43	<ul style="list-style-type: none"> ・光陽養護学校高等部別科2年制に延長 ・大阪市立小・中学校特殊学級教育課程表(精神薄弱)作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市立百舌鳥養護学校設置 ・堺市立養護学校を堺市立浅香山養護学校と校名変更 ・特殊学級調整設置3ヵ年計画設定 ・大阪府学校教育審議会特殊教育分科会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊教育総合研究調査会議報告
44	<ul style="list-style-type: none"> ・言語障がい教育指導計画作成 ・難聴教育指導計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立高槻養護学校に高等部設置 ・大阪府学校教育審議会特殊教育分科会より答申「特殊教育の振興について」 	
45	<ul style="list-style-type: none"> ・光陽養護学校高等部別科を高等部本科に設置変更 ・生野養護学校に高等部本科設置 ・緑中学校に情緒障がい学級設置 ・弱視教育指導計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害児訪問教育指導制度実施 ・府立茨木養護学校、富田林養護学校設置 ・府立八尾養護学校に高等部設置 ・特殊教育担当指導主事1名増員 ・「大阪府心身障害者対策協議会」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「盲学校小学部・中学部学習指導要領」「聾学校小学部・中学部学習指導要領」「養護学校(肢体不自由教育)小学部・中学部学習指導要領」「養護学校(病弱教育)小学部・中学部学習指導要領」「養護学校(精神薄弱教育)小学部・中学部学習指導要領」の告示 ・「心身障害者対策基本法」公布(厚生省)
46	<ul style="list-style-type: none"> ・思斉養護学校分校設置(児童福祉施設すみれ愛育館内)(53年廃止) ・思斉養護学校高等部別科を高等部本科に設置変更 ・難波養護学校高等部別科を高等部本科に設置変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立茨木養護学校に高等部設置 ・特殊学級増設第3次5ヵ年計画開始 ・大阪府学校教育審議会特殊教育分科会より答申「聴覚障害教育のあり方について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記指導要領小学部実施 ・国立特殊教育総合研究所の設置 ・盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要領並びに中学部生徒指導要領の改訂
47	<ul style="list-style-type: none"> ・「養護学級(精神薄弱)教育課程編成の手引き」作成 ・大阪市特殊教育審議会答申「大阪市における特殊教育のあり方について」(47.4.12) ・「特殊教育」を「養護教育」と改称(大阪府では翌48年から改称) ・南大阪療育園内に南田辺小学校院内学級を設置(47.4.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立茨木養護学校利根山分校設置(国立利根山病院内・筋ジストロフィー) ・府立堺養護学校太子分教室設置 ・特殊教育担当主幹1名増員 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記指導要領中学部実施 ・特殊教育拡充整備計画策定 養護学校設置7年計画 特殊学校設置10年計画 幼稚部設置10年計画 ・「盲学校学習指導要領高等部編」「聾学校学習指導要領高等部編」の改訂ならびに「養護学校(精神薄弱教育)高等部学習指導要領」「養護学校(肢体不自由教育)高等部学習指導要領」「養護学校(病弱教育)高等部学習指導要領」の告示

48	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会事務局に養護教育課設置。養護教育課長を配置、さらに養護教育担当主査2名配置(8名) ・生野養護学校に小学部設置 ・「養護学級(肢体不自由)教育課程編成の手引き」作成 ・大阪厚生年金病院内に下福島中学校の病・虚弱学級設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立佐野養護学校設置 ・府立佐野養護学校砂川分教室設置 ・府立富田林養護学校羽曳野分教室設置 ・府立富田林養護学校に高等部設置 ・府立盲学校に幼稚部設置 ・高槻市立養護学校設置 ・八尾市立養護学校設置 ・養護教育担当指導主事1名増員 ・大阪府科学教育センターに養護教育研究室設置 ・府立生野聾学校桃谷分校を勝山分校に校名変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記指導要領高等部実施 ・盲、聾、養護学校高等部生徒指導要領の改訂 ・「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」の公布(48.11.20付け政令第339号) ・学校教育法施行規則の一部改正(49.2.9文部省令第2号)「就学義務猶予又は免除の取り消し等に伴う編入学」
49	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市養護教育振興会が財団法人大阪養護教育振興会となる。(その後、公益財団法人大阪特別支援教育振興会となり、令和2年3月まで活動) ・思斉養護学校東校舎完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立佐野養護学校に高等部設置 ・府立豊中養護学校設置 ・養護教育担当主幹を廃し、養護教育担当参事を配置 ・養護教育担当指導主事及び事務職員各1名増員 ・大阪府学校教育審議会養護教育分科会より答申「心身障害児の就学対策について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法の一部改正(49法律第70号) ・標準法一部改正—特殊学級1学級定員12人(49.6.22法律第90号) ・特殊教育改善調査研究会より報告「重度・重複障害児に対する学校教育のあり方について」(50.3.31)
50	<ul style="list-style-type: none"> ・「養護学級(病・虚弱)教育課程編成の手引き」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立寝屋川養護学校設置 ・府立泉北養護学校設置 ・府立富田林養護学校羽曳野分教室を、府立泉北養護学校に所管替 ・堺市立浅香山養護学校病院内学級(堺病院、労災病院、泉北病院)を府に移管、府立泉北養護学校病院内学級として設置 	
51	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市養護学校審議会答申「大阪市における養護教育の充実振興方策について」(52.2.2) ・養護教育課(9名) ・「養護学校(弱視)教育課程編成の手引き」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立東大阪養護学校設置 ・府立泉北養護学校に寄宿舎開設 本校校舎での授業開始 	
52	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市就学指導委員会設置 ・養護教育課(11名) ・「養護学級(難聴)教育課程編成の手引き」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市立養護学校設置 	
53	<ul style="list-style-type: none"> ・住之江養護学校設置(小学部・中学部・高等部) ・養護教育担当主幹1名、指導1課兼務2名、指導1課兼務1名の指導主事配置(13名) ・大阪市就学指導委員会意見具申「大阪市の養護教育における就学指導について」(53.9.13) ・思斉養護学校北校舎完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立和泉養護学校設置 ・養護教育担当指導主事1名増員 ・大阪府学校教育審議会養護教育分科会より答申「大阪府における養護教育の今後の方針と施策について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法施行令、同施行規則の一部改正(養護学校の義務制) ・「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」(53.10.6)文初特第309号初中局長通達
54	<ul style="list-style-type: none"> ・西淀川養護学校設置(小学部・中学部・高等部) ・難波養護学校屋上プール完成 ・「養護学校(精神薄弱)教育課程編成の手引き」作成 ・大阪市教育研究所に養護教育センターを付設 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立岸和田養護学校設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護学校義務制実施 ・養護教育諸学校学習指導要領の改訂(小・中・高) ・「心身障害児の理解のために」刊行

55	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教育担当主幹廃止 指導 1 課兼務指導主事 3 名配置 (12 名) ・「養護学級 (各障害別) 教育課程編成の手引き」作成 ・「大阪市盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部教育課程編成要領」の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立藤井寺養護学校設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記指導要領小学部実施 ・「交流教育の実際 (心身障害児とともに)」刊行
56	<ul style="list-style-type: none"> ・光陽養護学校小・中学部校舎完成 (プール) ・「養護学校教育課程編成の手引き」作成 ・国際障害者年推進事業の実施 ・「大阪市盲学校、聾学校及び養護学校高等部教育課程編成要領」作成 ・養護教育課指導主事の他課兼務廃止 (10 名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立交野養護学校設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教育諸学校学習指導要領中学部実施 ・「心身障害者の教育の実際」刊行
57	<ul style="list-style-type: none"> ・「養護学級教育課程編成の手引き」複製 ・養護教育課 (12 名) ・貝塚養護学校体育館兼講堂完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府学校教育審議会養護教育分科会より答申「養護教育諸学校の今後の整備について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記指導要領高等部実施 ・「心身障害児に係る早期教育及び後期中等教育の在り方」(報告) ・「特殊学級の教育の実際」刊行
58	<ul style="list-style-type: none"> ・住之江養護学校プール竣工 ・盲学校体育館完成 ・平野養護学校設置 (小学部・中学部・高等部) ・養護教育指導事例集「生活習慣の確立について」作成 ・養護教育課 (11 名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立東大阪養護学校、交野養護学校高等部に「生活課程」を設置 ・大阪市立東桃谷小学校を大阪府立生野聾学校の相手校として、障がい児理解推進校に指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「交流教育の実際Ⅱ (ふれあいをもとめて)」刊行
59	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教育指導事例集「教材・教具の作成と活用」作成 ・大阪市教育センター開設にともない養護教育室(養護教育センター)設置(室長 1 名、主査 1 名) ・養護教育課 (10 名) ・平野養護学校プール施設完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立刀根山養護学校設置 ・府立生野聾学校勝山分校が独立し生野高等聾学校設置 ・大阪府学校教育審議会養護教育分科会より答申「府立養護教育諸学校における教育の充実について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「心身障害児の理解と教育」刊行
60	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教育指導事例集「ことばの発達を促す指導」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立箕面養護学校設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「交流教育の実際Ⅲ (ともだちになろう)」刊行
61	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教育指導事例集「養護教育における学級経営」作成 		<ul style="list-style-type: none"> ・「心身障害児の教育と製作活動」刊行
62	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教育指導事例集「領域・教科を合わせた指導」作成 ・貝塚養護学校プール完成、運動場増設整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立中津養護学校設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「心身障害児の社会自立を目指した教育」刊行
63	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教育指導事例集「養護教育の理解・啓発」作成 ・養護教育課 (9 名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府学校教育審議会養護教育分科会より答申「病弱・身体虚弱教育の充実について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「心身障害児と地域社会の人々との交流」刊行 ・「盲学校・聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」(答申)
平成	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教育指導事例集「学習指導案の作成と授業の実際」作成 ・養護教育室指導主事 1 名配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立泉北養護学校羽曳野分教室を羽曳野分校とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部・小学部・高等部学習指導要領の改訂 ・「心身障害児の理解」刊行
2	<ul style="list-style-type: none"> ・生活訓練広場設置(光陽・西淀川・平野養護学校) ・大阪市養護教育審議会答申「高等部における職業教育のあり方について」(2.12.10) ・「養護学級教育課程編成の手引き」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立和泉養護学校分教室設置(堺市立百舌鳥養護学校内・高等部) ・指導第二課養護教育係を課内室として独立、養護教育室設置 (10 名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特殊学級を置く小・中学校の学校経営」刊行

3	<ul style="list-style-type: none"> ・聾学校本館改築完成 ・平野養護学校生活訓練広場開場 ・小・中学校エレベーター設置事業開始 ・「大阪市盲学校、聾学校及び養護学校小学部教育課程編成要領」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立寝屋川養護学校分教室設置（守口市立養護学校内高等部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「心身障害児理解のための指導の実際」刊行 ・「通級による指導に関する充実方策について」（審議のまとめ）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・精神薄弱児職業教育センターを改組した職業訓練センターでの実習を開始 ・「大阪市盲学校、聾学校及び養護学校中学部教育課程編成要領」作成 ・盲学校、光陽養護学校エレベーター設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立和泉養護学校分教室を移転 ・府立高槻養護学校分教室設置 ・堺市立百舌鳥養護学校分校(肢)開校 ・養護教育室の首席指導主事を廃し参事を配置。行政職員1名増員 ・大阪府学校教育審議会養護教育分科会より答申「今後の養護教育のあり方について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学部学習指導要領実施 ・学校教育法施行規則の一部改正（通級による指導） ・「心身障害児の理解と配慮」刊行
5	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市立養護教育諸学校教育研究会」発足 ・「大阪市盲学校、聾学校及び養護学校高等部教育課程編成要領」作成 ・養護教育指導事例集第8集「交流教育」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教育室を指導班、推進班、調整班と再編成し、首席指導主事1名を増員 ・大阪府科学教育センターを廃し、大阪府教育センターを設置。同センター内に養護教育室を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学部学習指導要領実施 ・「心身障害対策基本法」を「障害者基本法」に改正 ・「心身障害児の教育と教材・教具」刊行
6	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市養護教育審議会答申「今後の養護教育のあり方について（第1次答申）」（6.8.18） ・養護教育指導事例集第9集「多様な障害・疾患の理解と配慮」作成 ・生野養護学校エレベーター設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導第二課養護教育室を課として独立させ、振興係・指導係・推進係からなる養護教育課を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等部学習指導要領実施 ・「児童の権利に関する条約」公布 ・「病気療養児の教育について」（審議のまとめ） ・「就学指導資料」発行 ・「学習障害児等に対する指導について」（中間報告） ・「交流教育の意義と実際」刊行
7	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教育指導事例集第10集「障害および障害者問題についての理解」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児理解推進校による研究を終え、新たに障害児理解推進事業として全府立養護教育諸学校で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「盲学校・聾学校及び養護学校の高等部における職業教育等の在り方について」（報告） ・学習障害等啓発資料「みつめよう一人一人を」作成
8	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教育指導事例集第11集「障害および障害者問題についての理解Ⅱ」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立守口養護学校開校 	<ul style="list-style-type: none"> ・「一人一人を大切にされた教育」刊行 ・「特殊教育の改善・充実について」（第一次報告）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市養護教育審議会答申「今後の養護教育のあり方について」（9.5.28） ・養護教育指導事例集第12集「一人一人のニーズに応える教育」作成 ・全教室空調設備設置（光陽・西淀川・平野養護学校） 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立富田林養護学校新築移転 ・第33回全国身体障害者スポーツ大会「ふれ愛びつく大阪」への養護教育諸学校等の参加（大阪市内も） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「みつめよう一人一人を -学習上特別な配慮が必要な子どもたち-」作成 ・「生きる力をはぐくむために -障害に配慮した教育-」刊行 ・「特殊教育の改善・充実について」（第二次報告）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・聾学校高等部の学科改編（本科インテリア科・アパレル情報科・専攻科デザイン情報科） 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立吹田養護学校開校 ・府立羽曳野養護学校開校 ・大阪府学校教育審議会第3分科会答申「ノーマライゼーションの動向等に対応した養護教育の在り方について」（11.1.22） 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護等体験特例法による実習開始 ・盲学校、聾学校及び養護学校の教育要領・学習指導要領告示
11	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市盲学校、聾学校幼稚部教育課程編成資料」作成 ・大阪市教育センターの機構改革により養護教育室を廃し教育相談室設置 ・養護教育課（7名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立泉北養護学校を知的障害養護学校（高等部）に改編 	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神薄弱」を「知的障害」とする関係法律の改正 ・「学習障害児に対する指導について」（報告）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市盲学校、聾学校及び養護学校小学部教育課程編成要領」作成 ・「一人一人を大切に -学習障害(LD)等、学習に困難を示す児童・生徒の支援に向けて-」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教育課を教育振興室障害教育課に改編 ・大阪府学校教育審議会「知的障害のある生徒の後期中等教育の充実方策について」提言（12.11.8） 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部省特殊教育課が文部科学省特別支援教育課となる。 ・「21世紀の特殊教育の在り方について」（最終報告）（13.1.15） ・幼稚部教育要領実施

13	<ul style="list-style-type: none"> ・「知的障害のある生徒の高等学校教育の在り方についての研究実践」を開始（2年間） ・「大阪市盲学校、聾学校及び養護学校中学部教育課程編成要領」作成 ・「養護教育基本方針」策定 ・思斉養護学校西校舎完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府学校教育審議会答申「知的障害養護学校高等部門の改善方策について」（14. 3. 26） ・「知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究」を開始 ・大阪府教育センター養護教育室を障害教育室とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立特殊教育総合研究所が独立行政法人となる
14	<ul style="list-style-type: none"> ・生野養護学校プール全面改修 ・「知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究」を開始 ・平野養護学校南大阪療育園分教室を開設 ・平野養護学校増築校舎完成 ・難波養護学校エレベーター工事完了 ・大阪市養護教育審議会答申「福祉・医療等との連携について」（14. 6. 10） ・「大阪市盲学校、聾学校及び養護学校高等部教育課程編成要領」作成 ・「一人一人を大切に -学習や行動面で配慮の必要な児童- 生徒の支援に向けて -」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府教育センター障害教育室を教育課題研究室障害教育グループとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学部学習指導要領実施 ・「学校教育法施行令の改正について」（14. 4. 24）（就学基準等） ・「就学指導資料」発行 ・「今後の特別支援教育の在り方について」（最終報告）（15. 3）
15	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教育指導事例集第13集「一人一人のニーズに応える教育 -個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成-」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立堺養護学校大手前分校を移転 ・府立羽曳野養護学校大阪府立病院分教室を府立急性期・総合医療センター分教室に名称変更 ・府立刀根山養護学校中宮病院分教室を府立精神医療センター分教室に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）（16. 1）
16	<ul style="list-style-type: none"> ・「学習障害等調査研究事業報告～学習障害等特別支援教育モデル事業地域の小学校に対する教育相談の実践を通して～」（17. 3） ・「特別支援教育推進事業（特別支援教育補助員の配置）」 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立羽曳野養護学校近畿大学医学部付属病院分教室を開設 ・大阪府教育センター人権・教育課題研究室障害教育グループを特別支援教育研究室とする（16. 4） ・大阪府教育委員会教育振興重障害教育課内に新校整備推進グループ発足（16. 4） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（通知）」（16. 10. 22） ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」（16. 12）
17	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害のある児童・生徒の生活に関するアンケート調査報告書」配布（17. 6） ・大阪市養護教育審議会答申「養護教育の名称について」「養護教育諸学校の在り方について」（17. 7. 27） ・住之江養護学校増築校舎完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府教育委員会教育振興室障害教育課調整・養護学級グループを調査グループ・養護学級グループとする（17. 4） ・文部科学省委嘱「特別支援教育体制推進事業」の地域として17市を指定 ・文部科学省委嘱「盲・聾・養護学校における医療的ケア実施体制整備事業」実施 ・大阪府立生野高等聾学校閉校 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発達障害者支援法」の施行（17. 4） ・「発達障害のある児童生徒等への支援について（通知）」（17. 4. 1） ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（17. 12） ・「学校教育法施行規則の一改正等について（通知）」（18. 3. 31） ・「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（18. 3. 31）
18	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育推進のための体制整備について」通知（18. 4. 17） ・大阪市条例等の改正（平成19年度より盲学校・聾学校及び養護学校を特別支援学校とする） 	<ul style="list-style-type: none"> ・文科省委嘱「特別支援教育体制推進事業」として22市を推進地域に指定（18. 4） ・『「ともに学びともに育つ」障害教育の充実のために』発行（18. 6） ・大阪府立だいせん高等聾学校開校（18. 4. 1） ・大阪府立たまがわ高等支援学校開校（18. 4. 1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について（通知）」

19	<ul style="list-style-type: none"> ・「養護教育」を「特別支援教育」に名称変更 ・養護教育課から特別支援教育担当に名称を変更(9名+嘱託1名) ・発達障害支援担当を置き、小・中学校等への巡回相談を実施 ・大阪市教育センター教育相談室(養護教育相談)はこども青少年局に移管され子育て支援部教育相談担当(特別支援教育相談)に改称 ・リーフレット「大阪市の特別支援教育」-広げよう つなげよう 理解と支援- 配布(19.4) ・特別支援教育指導事例集(第14集)の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立盲学校、府立八尾養護、富田林養護、佐野養護、寝屋川養護学校に副校長配置 ・文科省委嘱「発達障害早期総合支援モデル事業」として9市町を指定 ・文科省委嘱「特別支援教育体制推進事業」として24市町を指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正学校教育法施行(19.4.1) ・学校教育法施行令一部改正(19.4.1) ・「特別支援教育の推進について(通知)」(19.4.1) ・「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(中央教育審議会答申)」(20.1.17) ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について(通知)」(20.3.28)
20	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動支援事業(教育活動支援員の配置) ・文科省「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」受嘱(~21) ・「特別支援教育コーディネーターガイドブック」配布(21.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護学校から支援学校へ校名変更 ・大阪府教育委員会教育振興室支援教育課 ・支援学校グループと支援学級グループに名称変更 ・府立視覚支援学校、八尾支援、富田林支援、佐野支援、寝屋川支援学校の副校長改め准校長とする高槻支援、堺支援、茨木支援、交野支援学校に准校長配置 ・大阪の教育力向上プランを策定(21.1) ・府立支援学校施設整備基本方針を策定(21.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校幼稚部教育要領、小学校部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領告示(21.3)
21	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市立貝塚養護学校閉校(21.4.1) ・大阪市立盲学校を大阪市立視覚特別支援学校、大阪市立聾学校を大阪市立聴覚特別支援学校、各養護学校を各特別支援学校、養護学級を特別支援学級に名称変更(21.4.1) ・光陽特別支援学校に病弱部門を設置(21.4.1) ・リーフレット「一人一人の個性をのばす大阪市の特別支援教育」配布(21.4) ・特別支援教育担当(8名+嘱託1名) ・児童相談所と教育相談を統合し大阪市こども相談センターを開設(22.1.4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府教育委員会教育振興室支援教育課に学校整備グループを発足 ・文科省委嘱「発達障害早期総合支援モデル事業」として2市を指定 ・文科省委嘱「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」として25市町を指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚部教育要領実施

22	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市教育委員会事務局指導部特別支援教育担当特別支援学校グループ・特別支援学級グループとする(22. 4. 1) ・大阪市立生野特別支援学校新校舎完成 ・ポスター「大阪市の特別支援教育 -あなたの学校園からのニーズに応じて関係機関に相談ができます-」配布(22. 4) ・「大阪市立特別支援学校整備計画(案)」を公表(22. 11. 9) ・冊子『特別支援教育のためのヒント集「できた！わかった！」～障害のある幼児・児童・生徒への効果的な指導・支援に向けて～』発行 ・「特別支援教育コーディネーターガイドブックⅡ」配布(23. 3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立八尾支援学校東校、佐野支援学校砂川校、吹田支援学校鳥飼校、交野支援学校四條畷校を開校(22. 4) ・文科省委嘱「特別支援教育総合推進事業」を21市町で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会論点整理(22. 12. 24)
23	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪厚生年金病院内に設置されている福島小学校分校及び下福島中学校分校を廃止し、光陽特別支援学校の訪問学級に移管(23. 4. 1) ・『特別支援教育のヒント集「できた！わかった！2」～行動面の課題に関する効果的な指導・支援に向けて～』発行(24. 3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省委託「特別支援教育総合推進事業」を20市町で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学部学習指導要領実施 ・「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正」(23. 4. 1) ・「障害者基本法」一部改正(23. 8. 5) ・「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について(通知)」(23. 12. 20)
24	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市教育委員会事務局指導部特別支援教育担当新校整備グループ(2名)を設置(計10名+嘱託1名) ・大阪市立大学医学部附属病院内に設置されている金塚小学校院内学級を廃止、光陽特別支援学校分教室に移管(24. 4. 1) ・大阪市立総合医療センター内に設置されている都島小学校及び都島中学校院内学級を廃止し、光陽特別支援学校分教室に移管(24. 4. 1) ・特別支援教育指導事例集(第15集)の発行(25. 3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立羽曳野支援学校阪南病院分教室を開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学部学習指導要領実施 ・「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」(24. 4. 18) ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(24. 7. 23) ・「通常学級に在籍する発達障がい可能性のある特別な教育を必要とする児童・生徒に関する調査結果公表」(24. 12. 5) ・「病気療養児に対する教育の充実について」(通知)(25. 3. 4)
25	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市立東住吉特別支援学校開校(25. 4) ・大阪発達総合療育センター内に、設置されている平野特別支援学校南大阪療育園分教室を廃止し、東住吉特別支援学校訪問学級に移管(25. 4. 1) ・特別支援教育担当(10名+嘱託2名)、臨床心理士に加え作業療法士をアドバイザーとする ・特別支援学校の教員10名をスクールアドバイザーとして指名 ・特別支援学校(知的障がい)5校に就労に関して専門性のある外部人材をジョブアドバイザーとして配置 ・文科省「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」受嘱 ・環境整備リーフレット『特別支援教育の視点を取り入れた校内・教室内の環境づくり』配布(26. 3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立摂津支援学校、とりかい高等支援学校を開設(25. 4. 1) ・「障がいのある子どものより良い就学に向けて」〈市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック〉発行(H26. 3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について」(25. 4. 26) ・高等部学習指導要領実施 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布(25. 6. 26) ・「障害のある児童生徒の教材の充実について(報告)」(25. 8. 8) ・「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」(25. 9. 1) ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(25. 10. 4) ・「障害者の権利に関する条約」批准(26. 1. 20)発効(26. 2. 19) ・「登録特定行為事業者となっている学校における医師の指示書の取扱いについて」(26. 3. 31) ・「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化」の改正について(26. 3. 31)

26	<ul style="list-style-type: none"> ・文科省「支援機器等教材を活用した指導方法充実事業」受嘱 ・文科省「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」受嘱 ・「大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案」可決(26.9.19) ・「大阪市就学指導委員会」を「大阪市教育支援会議」に名称変更(26.10.1) ・リーフレット「学習に向かうための支援のヒント」配布(27.3) ・リーフレット「わくわく ICT」配布(27.3) ・冊子「インクルーシブ教育システム構築事業成果報告書」配布(27.3) ・「大阪市発達障がい者支援指針」策定(27.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立泉南支援学校、すながわ高等支援学校を開校(26.4) ・「大阪府立学校条例一部改正の件」可決(26.10.27) 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省通知「初等教育における教育課程の基準の在り方について」(26.11.20)
27	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進室を設置(室長1名) ・指導部特別支援教育担当と教育センター特別支援教育グループを統合し、インクルーシブ教育推進担当と名称変更(17名のうち兼務5名+嘱託9名+所員1名) ・大阪市立東淀川特別支援学校開校(27.4) ・大阪市立なにわ高等特別支援学校開校(27.4) ・大阪市立難波特別支援学校小学部開設及び移転・拡充(27.4) ・大阪市職業教育訓練センターを大阪市キャリア教育支援センターに名称変更及び移設(27.4) ・文科省「支援機器等教材を活用した指導方法充実事業」受嘱(26・27) ・文科省「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」受嘱(H.26より) ・就学リーフレット「大阪市の就学相談～障がいのあるお子様のよりよい就学に向けて～」作成、配布(27.4) ・リーフレット「わくわく ICT」配布(28.3) ・文科省「支援機器等教材を活用した指導方法充実事業」報告書配布(28.3) ・文科省「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」報告書配布(28.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立枚方支援学校、むらの高等支援学校、西浦支援学校を開校(27.4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「少年院法の制定による在院する障害児等に対する連携の一層の推進について」(27.4.13) ・「放課後等デイサービスガイドラインにかかる普及啓発の推進について」(27.4.14) ・「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について」(遠隔教育)(27.4.27) ・「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」(28.3.31)

28	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市教育委員会における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」制定 (28. 4. 6) ・大阪市立特別支援学校 12 校を府に移管 (28. 4. 1) ・東淀川区に指導部分室としてインクルーシブ教育推進室を移転 室長 1 名、課長 1 名、首席 (兼務) 1 名、指導主事 16 名 (うち兼務 4 名) 嘱託 47 名 (28. 4) ・インクルーシブ教育推進スタッフの本格配置 (小 16 名、中 5 名) ・巡回相談アドバイザーを臨床心理士、作業療法士に加え、理学療法士、言語聴覚士の 4 名とする。 ・チーフ看護師 3 名と、学校配置看護師による本市としての医療的ケア実施体制を整備 ・大阪市キャリア教育支援センターを市独自事業として府立難波支援学校内の同じ場所で運営 (統括 1 名、主任指導員 1 名、指導員 6 名) (28. 4) ・同センター内にジョブアドバイザー 3 名を配置し、勤労に関する相談等実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市立特別支援学校 12 校を移管 (28. 4. 1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 (28. 4. 1) ・「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」 (28. 6. 3) ・「発達障害者支援法の一部を改正する法律」施行 (28. 8. 1) ・「学校教育法施行規則の一部改正」 (28. 12. 9) <p>高等学校における通級による指導の制度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について (通知)」 (29. 3. 31)
29	<ul style="list-style-type: none"> ・室長 1 名、課長 1 名、首席 (兼務) 1 名、次席指導主事 1 名、指導主事 15 名 (うち兼務 4 名) ・文科省「発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業」受嘱 ・文科省「学習上の支援機器等教材活用促進事業」受嘱 ・通級指導教室 小学校で 1 教室、中学校で 1 教室を増設 ・「大阪市教育委員会における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」改定 (29. 11. 6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通級指導教室 小学校で 19 教室、中学校で 3 教室を増設 (政令市を除き 206 教室設置) ・支援教育地域支援整備事業を改正 ・大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科通学区域が大阪府内全域となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領の告示 (3. 31) ・「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正」により通級による指導に係る教員の基礎定数化 (4. 1) ・特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の告示 (4. 28) ・「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について (通知)」 (7. 7) ・「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について (通知)」 (12. 27) ・「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」 (30. 2. 8) ・高等学校学習指導要領の告示 (30. 3. 30)

30	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市教育委員会主催による特別支援学校教育職員免許法認定講習実施 ・「特別支援教育コーディネーターガイドブック」配布 ・副学籍校指定による交流及び共同学習のモデル実施（2ヵ年）（小学校1校、府立支援学校1校） 	<ul style="list-style-type: none"> ・通級指導教室 小学校で22教室、中学校で7教室を増設（政令市を除き235教室設置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等における通級による指導の制度化（30.4.1） ・「不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について（通知）」（30.4.3） ・「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」（30.5.24） ・「学校教育法施行規則の一部改正」により「個別の教育支援計画」作成について規定（30.8.27） ・「小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育の取扱いについて（通知）」（30.9） ・特別支援学校高等部学習指導要領 公示（31.2） ・「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（31.3.20）
令和元	<ul style="list-style-type: none"> ・就学リーフレット「大阪市の就学相談～障がいのあるお子様のよりよい就学に向けて～」改訂 ・「ユニバーサルデザイン化のための環境整備リーフレット」改訂 ・モデル研究実施校園 幼稚園2園、小学校6校、小中一貫校1校 	<ul style="list-style-type: none"> ・通級指導教室 小学校で23教室、中学校で13教室を増設（政令市を除き271教室設置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者の生涯学習の推進方策について（通知）」（元.7.8） ・初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド（02.3.26）
令和2	<ul style="list-style-type: none"> ・4ブロック体制に伴い特別支援学級グループを推進室で一体化 ・「学校における医療的ケアの実施について」リーフレット作成 ・交流及び共同学習のモデル実施 ・個別の教育支援計画等の参考様式改訂 ・モデル研究実施校園 幼稚園2園、小学校4校、中学校3校、高等学校1校 ・通級指導教室数 小学校18教室、中学校3教室 ・交流及び共同学習リーフレット「居住地校交流のすすめ」作成・配付（03.3） 	<ul style="list-style-type: none"> ・通級指導教室 小学校で32教室、中学校で9教室を増設（政令市を除き312教室設置） ・大阪府立聴覚障がい支援学校高等部通学区域が大阪府内全域となる ・府立なにお高等支援学校の共生推進教室を府立東住吉高等学校、府立今宮高等学校に設置 ・自立活動ハンドブック（小学校版）～「ともに学び、ともに育つ」教育の継承とさらなる発展に向けて～発行（03.3） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる「通級による指導」及び「日本語指導」に係る基礎定数の算定に係る留意事項について（02.4.17） ・新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告（03.1.25） ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（03.1.26）
令和3	<ul style="list-style-type: none"> ・就学リーフレット「大阪市の就学相談～障がいのあるお子様のよりよい就学に向けて～」改訂 ・文科省「ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究事業」受嘱 ・「特別支援教育コーディネーターガイドブック」改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・通級指導教室 小学校で15教室、中学校で8教室を増設（政令市を除き335教室設置） ・「ともに学び・育つ」学校づくり支援事業（支援教育地域支援整備事業内細事業）受託 ・「大阪の支援教育」（03.12.13） ・自立活動ハンドブック（中学校版）～「ともに学び、ともに育つ」教育の継承とさらなる発展に向けて～発行（04.3） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正」施行（03.4.1） ・「障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて」（03.6.30） ・「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」（03.6.30） ・「学校教育法施行規則の一部改正」により「医療的ケア看護職員等、新たにその名称及び職務内容を規定」（03.8.23） ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について」（03.9.18）

			<ul style="list-style-type: none"> ・「個別の教育支援計画の参考様式について」(03.11.01) ・特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告(04.3.31)
令和4	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校園における医療的ケアの実施について」改訂 ・就学リーフレット「大阪市の就学相談～障がいのあるお子様のよりよい就学に向けて～」改訂 ・通級指導教室数 小学校 20 教室、中学校 3 教室 ・文科省「ICT を活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究事業」受嘱 	<ul style="list-style-type: none"> ・通級指導教室 小学校で 54 教室、中学校で 15 教室を増設(政令市を除き 404 教室を設置) ・「市町村リーディングチーム」充実支援事業 R4：府内 3 市を指定し、事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(通知)(04.4.27) ・「小・中学校等における病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」(通知)(05.3.30) ・「高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について」(通知)(05.3.30)
令和5	<ul style="list-style-type: none"> ・就学リーフレット「大阪市の就学相談～障がいのあるお子様のよりよい就学に向けて～」改訂 ・通級リーフレット「通級による指導」発行 ・通級による指導 他校通級 17 校及び自校通級開設 35 校 		

令和5年度 小学校及び義務教育学校(前期課程) 特別支援学級 設置一覧 大阪市教育委員会

令和5年5月1日現在

1B								2B								3B								4B							
番	校名	開設	視	聴	知	肢	病	番	校名	開設	視	聴	知	肢	病	番	校名	開設	視	聴	知	肢	病	番	校名	開設	視	聴	知	肢	病
此花区								北区								中央区								天王寺区							
1101	西九条	R6			○		○	1201	滝川	R7			○	○	○	1301	玉造	R7			○	○	○	1401	真田山	済			○	○	○
1102	四貫島	R8						1202	堀川	R6			○	○	○	1302	南大江	済			○	○	○	1402	味原	済			○	○	○
1103	島屋	R6	○		○	○	○	1203	西天満	R8			○	○	○	1303	中大江	R7			○	○	○	1403	桃陽	R7			○	○	○
1104	伝法	R8			○	○	○	1204	扇町	R6			○	○	○	1304	南	済			○	○	○	1404	五条	R6	○		○	○	○
1105	梅香	R8			○	○	○	1205	菅北	済			○	○	○	1305	高津	R8			○	○	○	1405	聖和	R7			○	○	○
1106	高見	R7			○	○	○	1206	豊崎東	R8			○	○	○	1306	開平	R8			○	○	○	1406	大江	R8			○	○	○
1107	西島	R7			○	○	○	1207	豊崎本庄	R7			○	○	○	1307	中央	R6			○	○	○	1407	生魂	R8			○	○	○
1108	春日出	R7			○	○	○	1208	中津	R7			○	○	○									1408	天王寺	済			○	○	○
港区								都島区								大正区								生野区							
1109	市岡	R6			○	○	○	1210	豊仁	R7			○	○	○	1308	西船場	R7			○	○	○	1409	北鶴橋	済			○	○	○
1110	磯路	R7			○	○	○	1211	豊崎	R8			○	○	○	1309	日吉	済	○		○	○	○	1410	鶴橋	R8			○	○	○
1111	三先	R7			○	○	○	1212	弘濟	R8			○	○	○	1310	九条南	R8			○	○	○	1411	東桃谷	R8			○	○	○
1112	田中	R8			○	○	○	12121	弘濟分校	R8			○	○	○	1311	九条東	済			○	○	○	1412	勝山	R8			○	○	○
1113	八幡屋	R8			○	○	○	福島区								1312	九条北	済			○	○	○	1413	大池	R7			○	○	○
1114	波除	R6			○	○	○	1213	桜宮	R8			○	○	○	1313	本田	R6			○	○	○	1414	東中川	R8	○		○	○	○
1115	築港	R8			○	○	○	1214	中野	R7			○	○	○	1314	堀江	済			○	○	○	1415	小路	R8			○	○	○
1116	南市岡	R7	○		○	○	○	1215	高倉	R6			○	○	○	1315	明治	R8			○	○	○	1416	東小路	R8			○	○	○
1117	港晴	R8			○	○	○	1216	淀川	R8			○	○	○	13151	明治分校	R8			○	○	○	1417	田島南	R6			○	○	○
1118	弁天	R6			○	○	○	1217	都島	R7			○	○	○	浪速区								1418	巽	R7			○	○	○
1119	池島	済			○	○	○	1218	内代	R8			○	○	○	1326	栄	R8			○	○	○	1419	北巽	R7			○	○	○
西淀川区								1219	東都島	R7			○	○	○	1327	大國	R8			○	○	○	1420	生野未来	R6			○	○	○
1120	柏里	済			○	○	○	1220	大東	R8			○	○	○	1328	敷津	R8			○	○	○	1421	巽南	R7			○	○	○
1121	野里	R7			○	○	○	1221	友刈	R6			○	○	○	1329	塩草立葉	済			○	○	○	1422	巽東	R6			○	○	○
1122	姫里	R6			○	○	○	12211	友刈分校	R6			○	○	○	1330	難波元町	R7			○	○	○	1423	高松	R7			○	○	○
1123	姫島	R7			○	○	○	東成区								1331	浪速	R6			○	○	○	1424	常盤	済			○	○	○
1124	福	R8			○	○	○	1222	福島	R7			○	○	○	住之江区								1425	常盤分校	R8			○	○	○
1125	大和田	R7			○	○	○	1223	玉川	R7			○	○	○	1332	粉浜	R7			○	○	○	1426	金塚	済			○	○	○
1126	川北	R7			○	○	○	1224	野田	R6			○	○	○	1333	安立	R6			○	○	○	1427	丸山	R8			○	○	○
1127	佃	R8			○	○	○	1225	吉野	R7			○	○	○	1334	敷津浦	R7			○	○	○	1428	阿倍野	R8			○	○	○
1128	香葦	R8	○		○	○	○	1226	大開	R8			○	○	○	1337	北粉浜	R8			○	○	○	1429	阪南	R6			○	○	○
1129	御幣島	R6			○	○	○	1227	鷺洲	R6			○	○	○	1338	住之江	R8			○	○	○	1430	長池	R7			○	○	○
1130	歌島	R8			○	○	○	1228	海老江東	R8			○	○	○	1339	平林	R8			○	○	○	1431	苗代	R7			○	○	○
1131	出来島	R8			○	○	○	1229	海老江西	R8			○	○	○	1340	加賀屋東	R7			○	○	○	1432	清明丘南	R8			○	○	○
1132	佃西	R6			○	○	○	1230	上福島	済			○	○	○	1341	新北島	R6			○	○	○	東住吉区							
淀川区								1231	東小橋	R8			○	○	○	1342	南港光	R8			○	○	○	1433	桑津	R6			○	○	○
1133	神津	R8			○	○	○	1232	大成	R8			○	○	○	1343	南港桜	R6			○	○	○	1434	北田辺	R7			○	○	○
1134	田川	R8			○	○	○	1233	中道	R8			○	○	○	1344	南港みなみ	R7			○	○	○	1435	田辺	済			○	○	○
1135	加島	R7			○	○	○	1234	北中道	R7			○	○	○	1345	清江	済			○	○	○	1436	東田辺	R7			○	○	○
1136	三津屋	R7			○	○	○	1235	中本	R7			○	○	○	住吉区								1437	南田辺	済			○	○	○
1137	新高	R6			○	○	○	1236	東中本	R6			○	○	○	1346	東粉浜	R8			○	○	○	1438	南百済	R7			○	○	○
1138	野中	R8			○	○	○	1237	今里	R8			○	○	○	1347	住吉	R8			○	○	○	1439	育和	R6			○	○	○
1139	十三	済			○	○	○	1238	片江	R6			○	○	○	1348	長居	済			○	○	○	1440	鷹合	R7			○	○	○
1140	木川	R7			○	○	○	1239	神路	R7			○	○	○	1349	依羅	R7			○	○	○	1441	今川	R6			○	○	○
1141	三国	R6			○	○	○	1240	深江	R7			○	○	○	1350	墨江	R6			○	○	○	1442	矢田	R8			○	○	○
1142	北中島	R7			○	○	○	1241	宝栄	R6			○	○	○	1351	遠里小野	R8			○	○	○	1443	矢田東	R8			○	○	○
1143	西中島	R8			○	○	○	旭区								1352	清水丘	R7			○	○	○	1444	矢田西	R8			○	○	○
1144	塚本	R6			○	○	○	1242	清水	済			○	○	○	1353	南住吉	済	○		○	○	○	1445	矢田北	R8			○	○	○
1145	木川南	R8			○	○	○	1243	古市	R7			○	○	○	1354	大空	済	○		○	○	○	1446	湯里	R8			○	○	○
1146	東三国	R8			○	○	○	1244	大宮	R7			○	○	○	1355	大領	R6			○	○	○	1447	長谷川	R8			○	○	○
1147	西三国	R7			○	○	○	1245	高殿	R6			○	○	○	1356	苜田	R6			○	○	○	平野区							
1148	新東三国	R8			○	○	○	1246	大宮西	R8			○	○	○	1357	山之内	R7			○	○	○	1448	喜連	R8			○	○	○
1149	宮原	R6			○	○	○	1247	生江	R8			○	○	○	1358	苜田南	R8			○	○	○	1449	平野西	R6			○	○	○
東淀川区								1248	城北	R8			○	○	○	1359	苜田北	R7			○	○	○	1450	平野	R6			○	○	○
1150	東淡路	R7			○	○	○	1249	新森小路	R6			○	○	○	1360	天下茶屋	R8			○	○	○	1451	長吉	R6			○	○	○
1151	西淡路	済			○	○	○	1250	太子橋	R7			○	○	○	1361	岸里	済			○	○	○	1452	瓜破	R7			○	○	○
1152	菅原	済			○	○	○	1251	高殿南	R8			○	○	○	1362	玉出	R6			○	○	○	1453	加美	R6			○	○	○
1153	新庄	R7			○	○	○	城東区								1363	千本	R6			○	○	○	1454	加美南部	R7			○	○	○
1154	大隅東	R8			○	○	○	1252	榎並	R8			○	○	○	1364	橋	R7			○	○	○	1455	平野南	R7			○	○	○
1155	豊里	R6			○	○	○	1253	関目	R8			○	○	○	1365	まつば	R7			○	○	○	1456	長吉東	R7			○	○	○
1156	啓発	R8			○	○	○	1254	鯉江	R6			○	○	○	1366	長橋	R8			○	○	○	1457	喜連西	済			○	○	○
1157	小松	済	○		○	○	○	1255	今福	R8			○	○	○	1367	北津守	R8			○	○	○	1458	長吉南	R8			○	○	○
1158	下新庄	R8			○	○	○	1256	聖賢																						

令和5年度 中学校及び義務教育学校(後期課程) 特別支援学級 設置一覧 大阪市教育委員会

令和5年5月1日現在

1B						2B						3B						4B					
番	校名	開設	視	聴	知	番	校名	開設	視	聴	知	番	校名	開設	視	聴	知	番	校名	開設	視	聴	知
此花区						北区						中央区						天王寺区					
2101	春日出	R7				2201	北稜	R6				2301	東 済					2401	天王寺	済			
2102	梅香	R6				2202	大淀	R7				2302	南	R7				2402	夕陽丘	R6			
2103	此花	R8				2203	豊崎	済				2303	上町	R6				2403	高津	済			
港区						都島区						西区						生野区					
2104	市岡	R6				2204	新豊崎	R8				2304	西 済					2404	大池	R8			
2105	港	済				2205	天満	R6				2305	花乃井	R7				2405	桃谷	R6			
2106	港南	R7				2206	弘済	R8				2306	堀江	R6				2406	生野未来	R6			
2107	市岡東	R8				22061	弘済分校	R8				大正区						2407	東生野	R6			
2108	築港	R8				2207	高倉	R7				2307	大正東	R6				24071	東生野夜間	一			
西淀川区						2208	桜宮	R8				2308	大正中央	済				2408	田島	R8			
2109	淀	R7				2209	都島	R7				2309	大正西	R8				2409	箕	R7			
2110	西淀	R7				2210	淀川	R8				2310	大正北	R7				2410	新生野	R6			
2111	歌島	R6				2211	友洲	R6				浪速区						2411	新箕	R8			
2112	佃	R8				福島区						2311	難波	R6				阿倍野区					
淀川区						2212	八阪	R7				2312	日本橋	R7				2412	昭和	R8			
2113	十三	済				2213	下福島	R6				2313	木津	R8				2413	文の里	R6			
2114	新北野	R6				2214	野田	R8				住之江区						2414	阪南	R6			
2115	三国	済				東成区						2314	住吉第一	R8				2415	松虫	R8			
2116	美津島	R8				2215	東陽	R7				2315	加賀屋	R6				2416	阿倍野	R8			
2117	東三国	R8				2216	本庄	R8				2316	住之江	R6				東住吉区					
2118	宮原	R7				2217	玉津	R8				2317	新北島	R7				2417	田辺	R6			
東淀川区						2218	相生	R6				2318	南港北	R7				2418	東住吉	R6			
2119	淡路	R8				旭区						2319	南港南	R8				2419	中野	済			
2120	柴島	R8				2219	旭陽	R6				2320	真住	R7				2420	矢田	R7			
2121	瑞光	R7				2220	大宮	R8				住吉区						2421	白鷺	R7			
2122	中島	R8				2221	旭東	R7				2321	三稜	済				2422	矢田南	R8			
2123	東淀	R6				2222	今市	R7				2322	我孫子	R7				2423	矢田西	R8			
2124	井高野	R7				城東区						2323	住吉	R7				2424	長谷川	R8			
2125	新東淀	R6				2223	放出	R8				2324	大和川	R8				平野区					
2126	大桐	済				2224	蒲生	R7				2325	東我孫子	済				2425	摂陽	R7			
						2225	城陽	済				2326	墨江丘	R6				2426	平野	R6			
						2226	董	R6				2327	大領	R8				2427	長吉	R8			
						2227	城東	R8				2328	我孫子南	R8				2428	瓜破	R8			
						2228	鯉江	R7				西成区						2429	加美	済			
						鶴見区						2329	天下茶屋	R7				2430	長吉西	R6			
						2229	茨田	R7				2330	今宮	R7				2431	喜連	済			
						2230	緑	R6				2331	成南	R6				2432	長吉六反	R8			
						2231	茨田北	R8				2332	鶴見橋	R8				2433	瓜破西	R8			
						2232	今津	R7				2333	玉出	R6				2434	加美南	R7			
						2233	横堤	R8				2334	梅南	R8				2435	平野北	R7			

種別	校数	学級数	在籍数
弱視	4	4	5
難聴	10	10	16
知的	125	238	1326
肢体	57	57	104
病虚弱	58	58	138
自閉・情緒	127	305	1941
計	128	672	3530
中学校数		128	
設置校数		128	
未設置校数		一	
設置率(%)		100%	

令和5年度 小・中学校及び義務教育学校 通級による指導 開設一覧 大阪市教育委員会

令和5年5月1日現在

< 小学校 > 36 校

1B					2B					3B					4B				
番	校名	区	自・他	種別	番	校名	区	自・他	種別	番	校名	区	自・他	種別	番	校名	区	自・他	種別
1119	池島小	港	自校	発達障がい	1205	菅北小	北	他校	言語障がい	1302	南大江小	中央	自校	発達障がい	1401	真田山小	天王寺	自校	発達障がい
1120	柏里小	西淀川	他校	発達障がい	1230	上福島小	福島	他校	言語障がい	1304	南小	中央	他校	言語障がい	1402	味原小	天王寺	自校	発達障がい
1139	十三小	淀川	他校	発達障がい	1242	清水小	旭	自校	発達障がい	1309	日吉小	西	自校	発達障がい	1408	天王寺小	天王寺	自校	発達障がい
1151	西淡路小	東淀川	他校	言語障がい	1261	成育小	城東	他校	言語障がい	1311	九条東小	西	他校2	発達・言語障がい	1409	北鶴橋小	生野	他校	言語障がい
1152	菅原小	東淀川	自校	発達障がい	1266	森之宮小	城東	他校	発達障がい	1312	九条北小	西	自校	発達障がい	1424	常盤小	阿倍野	自校	発達障がい
1157	小松小	東淀川	自校	発達障がい						1314	堀江小	西	自校	発達障がい	1425	金塚小	阿倍野	他校	発達障がい
										1323	平尾小	大正	自校	発達障がい	1435	田辺小	東住吉	他校2	発達・言語障がい
										1329	塩草立葉小	浪速	自校	発達障がい	1437	南田辺小	東住吉	自校	発達障がい
										1345	清江小	住之江	自校	発達障がい	1457	喜連西小	平野	他校	発達障がい
										1348	長居小	住吉	他校2	発達・言語障がい	1459	瓜破北小	平野	自校	発達障がい
										1353	南住吉小	住吉	自校	発達障がい	1469	新平野西小	平野	自校	発達障がい
										1354	大空小	住吉	自校	発達障がい					
										1362	玉出小	西成	他校	発達障がい					
										1368	南津守小	西成	自校	発達障がい					

< 中学校 > 16 校

1B					2B					3B					4B				
番	校名	区	自・他	種別	番	校名	区	自・他	種別	番	校名	区	自・他	種別	番	校名	区	自・他	種別
2105	港中	港	自校	発達障がい	2203	豊崎中	北	自校	発達障がい	2301	東中	中央	他校	発達障がい	2401	天王寺中	天王寺	自校	発達障がい
2113	十三中	淀川	自校	発達障がい	2225	城陽中	城東	自校	発達障がい	2304	西中	西	他校	発達障がい	2403	高津中	天王寺	自校	発達障がい
2115	三国中	淀川	自校	発達障がい						2308	大正中央中	大正	自校	発達障がい	2419	中野中	東住吉	自校	発達障がい
2126	大桐中	東淀川	自校	発達障がい						2321	三稜中	住吉	自校	発達障がい	2429	加美中	平野	自校	発達障がい
										2325	東我孫子中	住吉	自校	発達障がい	2431	喜連中	平野	自校	発達障がい

合計	
校数	52
開設数	55

3. 大阪市立中学校特別支援学級の卒業生進路状況

(令和4年度卒業生)

中学校特別支援学級卒業生の進路状況

学級種別		弱視	難聴	知的障がい	肢体不自由	病弱・身体 虚弱	自閉症・ 情緒障がい	計	
卒業生数		11	12	400	35	103	462	1023	
進学	特別支援学校 高等部	3	-	67	12	10	29	121	
	高校・高専	全日制	3	6	224	15	50	276	574
		定時制	1	2	6	2	2	12	25
		通信制	2	3	71	3	28	109	216
計		9	11	368	32	90	426	936	
進学も就職も したもの	職安により	-	-	-	-	-	-	-	
	縁故により	-	-	-	-	-	-	-	
計		-	-	-	-	-	-	-	
就職	職安により	-	-	-	-	-	-	-	
	縁故により	-	-	-	-	2	2	4	
計		-	-	-	-	2	2	4	
専修学校		1	-	23 (15)	3 (1)	10 (8)	28 (16)	65 (40)	
各種学校		-	1	4	-	1	- (2)	6 (2)	
高等職業技術専門学校		1	-	-	-	-	-	1	
児童福祉施設		-	-	-	-	-	-	-	
障がい者支援施設		-	-	-	-	-	-	-	
医療機関		-	-	-	-	-	-	-	
家庭保護		-	-	1	-	-	1	2	
その他		-	-	4	-	-	5	9	
計		2	1	32 (15)	3 (1)	11 (8)	34 (18)	83 (42)	

※ () 内の人数は、通信制高校と重複した者を含んだ人数。

4. 就学・進学教育相談

(1) 特別支援学校への就学手順(概略)

ア 小学部第1学年の場合

	項目	期間	実施・報告元
1	特別支援学校への 学校見学と就学相談	できる限り早期より実施	保護者 → 当該小学校・ 義務教育学校長
2	就学時健康診断	10月上旬～12月上旬	各小学校・ 義務教育学校 → 保健体育担当
3	就学相談結果の報告	～11月初旬	当該小学校長・ 義務教育学校長 → インクルーシブ教育 推進担当
4	就学措置の判断	～11月下旬	大阪市教育支援会議（11月下旬開催）を経て
5	判断結果の通知	11月下旬	市教委 インクルーシブ教育 推進担当 → 当該小学校長・ 義務教育学校長
6	保護者の最終意向を 報告	12月初旬	当該小学校長・ 義務教育学校長 → インクルーシブ教育 推進担当
7	該当者通知	～12月中旬	市教委 → 府教育庁
8	就学通知	～1月末	府教育庁 → 保護者

イ 中学部第1学年の場合

	項目	期間	実施・報告元
1	特別支援学校への 学校見学と進学相談	できる限り早期より実施	保護者 → 当該小学校長・ 義務教育学校長
2	相談結果の報告	～11月初旬	当該小学校長・ 義務教育学校長 → インクルーシブ教育 推進担当 特別支援学校長 選択希望中学校長・ 義務教育学校長
3	就学措置の判断	～11月下旬	大阪市教育支援会議（11月下旬開催）を経て
4	判断結果の通知	11月下旬	市教委 インクルーシブ教育 推進担当 → 当該小学校長・ 義務教育学校長
5	保護者の最終意向を 報告	12月初旬	当該小学校長・ 義務教育学校長 → インクルーシブ教育 推進担当
6	該当者通知	～12月中旬	市教委 → 府教育庁
7	就学通知	～1月末	府教育庁 → 保護者

(2) 特別支援学校（大阪府立支援学校）への就学等手続き

【就学・進学の場合】

- ・幼稚園・小学校・中学校及び義務教育学校での就学・進学のための相談をすすめる際には、幼児・児童・生徒の将来を見通すとともに、本人・保護者の意向を十分に尊重し、関係校園間の連絡・連携を密にする。
- ・就学時健康診断は、8月下旬配布予定の保健体育担当扱い文書「就学時健康診断実施要項」の指示に従って行う。
- ・保護者との就学・進学相談の結果については、小学校及び義務教育学校長から「特別支援学校への就学について」（様式4）[資料 I - 5\(1\)](#)、及び「就学指導相談票」（様式4-2）[資料 I - 5\(2\)](#)により教育委員会インクルーシブ教育推進担当へ報告をする。（「大阪市学校事務の手引」参照）
- ・大阪市内の各大阪府立支援学校には、それぞれの学校に通学区域があるため、本人及び保護者の住所が通学区域に該当している特別支援学校はどこかを確認しておくこと。
※ただし、大阪府立なにわ高等支援学校、すながわ高等支援学校、たまがわ高等支援学校、とりかい高等支援学校、むらの高等支援学校は大阪府内全域を通学区域とする。

【転学の場合】

- ・小学校・中学校及び義務教育学校は病院への入院等により、大阪府立支援学校分教室や訪問学級への入級希望においては、大阪府立支援学校へ転学となる。転出校は「特別支援学校への就学について」（様式4）[資料 I - 5\(1\)](#)を作成し、教育委員会インクルーシブ教育推進担当へ報告をする。その際、該当児童・生徒が特別支援学級在籍の場合は「特別支援学級入級について」（様式3）と（様式3-1）（写）[資料 I - 5\(3\)](#)によりあわせて報告をする。（様式3、様式3-1（写）については通送にて、また、様式4についてはパスワードを設定のうえメールにて送付）また、転入予定日が決定し次第、すぐに報告すること。その他小学校・中学校及び義務教育学校から大阪府立支援学校への途中転学については、教育委員会インクルーシブ教育推進担当と十分相談のうえ決定する。

【大阪市在住のまま他府県の特別支援学校へ就学の場合】

例：〇〇病治療のため〇〇県立〇〇病院に入院し、〇〇県立〇〇支援学校分教室に転学する。

- ・区域外就学等の手続きが必要なので、教育委員会インクルーシブ教育推進担当学校関連調整グループ（6327-1011）へ速やかに連絡し、相談すること。

なお、大阪府内にある大阪府立支援学校の場合は指定外・区域外就学の手続きは必要ない。上記、転学手続きを行うこと。

(3) 令和5年度 大阪市内の特別支援学校（府立支援学校）の通学区域

(視覚・聴覚・知的・肢体不自由校 市内各区别通学区域)

(令和5年4月1日現在)

障がい 区名	視 覚	聴 覚 (※1)	知 的	肢体不自由
北	大阪北 視覚支援学校	中央聴覚支援学校	思 齊 支 援 学 校	(天神橋筋以東) 光陽支援学校 (天神橋筋以西) 西淀川支援学校
都 島	〃	〃	〃	光 陽 支 援 学 校
福 島	〃	〃	難 波 支 援 学 校	西 淀 川 支 援 学 校
此 花	〃	〃	〃	〃
中 央	〃	〃	生 野 支 援 学 校	(堺筋以東) 光陽支援学校 (堺筋以西) 西淀川支援学校
西	〃	〃	難 波 支 援 学 校	西 淀 川 支 援 学 校
港	〃	〃	〃	〃
大 正	〃	〃	〃	〃
天王寺	大阪南 視覚支援学校	中央聴覚支援学校 生野聴覚支援学校	生 野 支 援 学 校	(千日前通り以北) 光陽支援学校 (千日前通り以南) 平野支援学校
浪 速	大阪北 視覚支援学校	中央聴覚支援学校	難 波 支 援 学 校	東 住 吉 支 援 学 校
西淀川	〃	〃	東 淀 川 支 援 学 校	西 淀 川 支 援 学 校
淀 川	〃	〃	〃	〃
東淀川	〃	〃	〃	光 陽 支 援 学 校
東 成	〃	中央聴覚支援学校 生野聴覚支援学校	生 野 支 援 学 校	〃
生 野	大阪南 視覚支援学校	〃	〃	平 野 支 援 学 校
旭	大阪北 視覚支援学校	中央聴覚支援学校	思 齊 支 援 学 校	光 陽 支 援 学 校
城 東	〃	〃	(寝屋川以北) 思 齊 支 援 学 校 (寝屋川以南) 生 野 支 援 学 校	〃
鶴 見	〃	〃	〃	〃
阿倍野	大阪南 視覚支援学校	中央聴覚支援学校 堺聴覚支援学校	住之江支援学校	平 野 支 援 学 校
住之江	〃	〃	〃	(南港大橋以北) 西淀川支援学校 (南港大橋以南) 東住吉支援学校
住 吉	〃	〃	東 住 吉 支 援 学 校	東 住 吉 支 援 学 校
東住吉	〃	〃	〃	(OsakaMetro 玉出-平野を東西に結ぶ線 以北) 平 野 支 援 学 校 (OsakaMetro 玉出-平野を東西に結ぶ線 以南) 東 住 吉 支 援 学 校
平 野	〃	〃	(国道25号線以北) 生 野 支 援 学 校 (国道25号線以南) 東 住 吉 支 援 学 校	平 野 支 援 学 校
西 成	〃	〃	住之江支援学校	東 住 吉 支 援 学 校

※1 令和2年度より、大阪府立聴覚障がい支援学校高等部（大阪府立だいせん聴覚高等支援学校、中央聴覚支援学校高等部）は、大阪府内全域を通学区域とし、自力通学を原則とする。

※2 平成29年度より、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（大阪府立なにわ高等支援学校を含む）5校は、大阪府内全域を通学区域とし、自力通学を原則とする。

※3 病弱支援学校については「令和5年度大阪府立支援学校通学区域」資料I-5(4)を参照のこと。

※4 令和6年4月より、西淀川区に新たな知的障害支援学校（小・中・高）が開校します。

(4) 特別支援教育相談機関

ア. 特別支援学校 ※各学校の通学区域を参考にご相談ください

学 校 名	所 在 地	電話番号	相談内容
府立大阪北視覚支援学校	東淀川区豊里 7-5-26	6328-7000	視覚障がい
府立大阪南視覚支援学校	住吉区山之内町 1-10-12	6693-3471	視覚障がい
府立中央聴覚支援学校	中央区上町 1-19-31	6761-1419 FAX : 6762-1800	聴覚障がい
府立生野聴覚支援学校	生野区桃谷 1-2-1	6717-3366 FAX : 6717-5865	聴覚障がい
府立だいせん聴覚高等支援学校	堺市堺区大仙町 1-1	072-232-6761 FAX : 072-232-6762	聴覚障がい
府立堺聴覚支援学校	堺市北区百舌鳥陵南町 1	072-257-5471 FAX : 072-257-3310	聴覚障がい
府立思斉支援学校	旭区大宮 5-11-7	6951-4063	知的・発達障がい
府立難波支援学校	浪速区木津川 2-3-30	6562-2251	知的・発達障がい
府立生野支援学校	生野区巽東 4-2-47	6758-3784	知的・発達障がい
府立住之江支援学校	住之江区緑木 1-4-167	6683-2622	知的・発達障がい
府立東淀川支援学校	東淀川区東中島 3-5-22	6325-9011	知的・発達障がい
府立なにわ高等支援学校	浪速区木津川 2-3-30	6561-7361	知的・発達障がい
府立光陽支援学校	旭区新森 6-8-21	6953-4022	肢体不自由・病弱
府立平野支援学校	平野区長吉川辺 3-4-115	6707-6731	肢体不自由
府立西淀川支援学校	西淀川区大和田 2-5-77	6475-2560	肢体不自由
府立東住吉支援学校	東住吉区矢田 5-1-22	6608-9100	肢体不自由 知的・発達障がい
府立刀根山支援学校	豊中市刀根山 5-1-1	6853-0200	病弱
府立羽曳野支援学校	羽曳野市はびきの 3-7-1	072-958-5000	病弱
大阪教育大学附属特別支援学校	平野区喜連 4-8-71	6708-2590	知的障がい

イ. 教育や障がいに関する相談

相談先	所在地	電話番号	相談内容
大阪市中央子ども相談センター	中央区森ノ宮中央 1-17-5	4301-3100	教育相談（全市） 障がい相談等 （下記の11区を除く13区）
大阪市北部子ども相談センター	東淀川区淡路 3-13-36	6195-4114	障がい相談等 （北区、都島区、福島区、 西淀川区、淀川区、 東淀川区、旭区）
大阪市南部子ども相談センター	平野区喜連西 6-2-55	6718-5050	障がい相談等 （阿倍野区、住吉区、 東住吉区、平野区）
インクルーシブ教育推進室	東淀川区東淡路 1-4-21	6327-1016	学習指導・支援に関する相談等
大阪市発達障がい者支援センター （エルムおおさか）	平野区喜連西 6-2-55	6797-6931	発達障がい
大阪医科薬科大学 LD センター	高槻市北園町 11-14 高槻北園町ビル 2F	072-684-6236	主に LD の診断評価指導

ウ. 就学・転学に関する相談窓口

相談先	所在地	電話番号	相談内容
インクルーシブ教育推進室	東淀川区東淡路 1-4-21	6327-1016	就学・進学に関わる相談や 学習指導・支援に関する相談 （電話または来所）

エ. 医療や就労に関する相談

相談先	所在地	電話番号	相談内容
大阪市キャリア教育支援センター	浪速区木津川 2-3-30 （大阪府立難波支援学校内）	6561-5377	就労に向けた取組
大阪市立総合医療センター（療育相談室）	都島区都島本通 2-13-22	6929-1221	医療と教育に関わる相談
大阪障害者職業センター	中央区久太郎町 2-4-11 クラボウアネックスビル 4F	6261-7005	就労
大阪市職業リハビリテーションセンター	平野区喜連西 6-2-55	6704-7201	就労

※就労や福祉のご相談は、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）及び各区保健福祉センター・地域保健福祉担当等まで。

5. 大阪市の特別支援教育

(1) 令和5年度校園別研究目標

「令和5年度校園別研究目標」より抜粋

◇小学校

(17) 特別支援教育

- ア インクルーシブ教育システムの充実と推進に向け、児童が共に学ぶための合理的配慮に基づく学習環境の整備を進め、ユニバーサルデザインを取り入れた指導・支援の在り方について研究する。
- イ 学習指導要領に示された「特別な配慮を必要とする児童への指導」が広く進むよう、個に応じた指導・支援の在り方を工夫するために、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を積極的に活用し、多様化する一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて、具体的な指導・支援の方法について研究する。
- ウ 児童の可能性を最大限に伸ばすために、学校の教育活動全体を通じて、障がいによる学習上・生活上の困難を改善・克服するための自立活動の指導や、共に育ち共に学びあう交流および共同学習等を進め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てる効果的な指導・支援の方法について研究する。
- エ 児童の実態を的確に把握し、指導・支援を充実するために、特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援体制のさらなる充実をめざし、特別支援学校のセンター的機能の活用、関係機関との連携の在り方などについて研究する。

◇中学校

(14) 特別支援教育

- ア 生徒の自立への可能性を最大限に伸ばすために、障がいによる学習上・生活上の困難を改善・克服するための自立活動の指導を進めるとともに、学校の教育活動全体を通じて、共に育ち共に学びあう交流および共同学習を進め、生徒の多様な経験の場を通して、社会性を養い、好ましい人間関係を育てる効果的な指導・支援の方法について研究する。
- イ 個に応じた指導・支援の在り方を工夫するために、支援を必要とする生徒の実態把握に努め、合理的配慮の観点をつまみ、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を積極的に活用し、発達障がいを含め多様化する一人一人のニーズに応じた具体的な指導・支援の方法について研究する。
- ウ 生徒の実態を的確に把握し、指導・支援を充実するために、特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援体制の充実、特別支援学校のセンター的機能の活用、関係機関との連携の在り方などについて研究する。
- エ インクルーシブ教育システムの充実と推進のために、生徒が共に学ぶための合理的配慮に基づく学習環境の整備として、ユニバーサルデザインを取入れた指導・支援の在り方について研究する。
- オ 学習指導要領の各教科等において示された、学習上の困難に応じた指導の工夫が広く進むよう、指導・支援方法の研究を深める。

(2) 特別の教育課程

ア 特別支援学級

小中学校及び義務教育学校の特別支援学級での教育は、原則として小学校・中学校の学習指導要領にそっておこなわれるが、児童生徒の障がいの状況等に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考にし、「自立活動」や下学年の教科の目標や内容、知的障がいの特別支援学校の各教科に替えるなど、実態に応じた教育課程を編成することとなっている。

【学校教育法施行規則】

第 138 条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、…（略）… 特別の教育課程によることができる。

【小学校（中学校）学習指導要領 総則】

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動を取り入れること。

イ 通級による指導

小中学校及び義務教育学校の通常学級に在籍し、通常学級の学習におおむね参加でき一部障がいに応じた特別な指導を必要とする児童生徒に対して行う指導を「通級による指導」という。

特別の指導の時間を、教育課程に加えたり、教育課程の一部を替えたりして行う。

【学校教育法施行規則】

第 140 条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより…（略）… 特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

【小学校（中学校）学習指導要領 総則】

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

(3) 交流及び共同学習

幼稚園・小学校・中学校及び義務教育学校では、主に行事などを通じて特別支援学校との交流及び共同学習をすすめている。また、小・中学校及び義務教育学校では教科等の授業や行事などで特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習をすすめ、共に学び共に育ちあう多様な実践に努めている。

(4) 訪問学級、病院内分教室

障がいが高く学校へ通えない場合も、自宅へ訪問して（大阪府立の肢体不自由支援学校の訪問学級—小学部・中学部・高等部）教育を受けることができる。

病気で入院している等の場合は、病院内分教室での教育や病院・施設へ訪問して（大阪府立の支援学校訪問学級—小学部・中学部）の教育を受けることができる。

病院内分教室については、必ず該当の学校（大阪府立の支援学校）に在籍する必要がある。また、訪問学級で教育を受ける場合も同様に、該当の学級のある大阪府立の支援学校に在籍する必要がある。

※大阪府立の支援学校への転校は、転出校より様式4資料I-5(1)により大阪府教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当へ報告する。

府立支援学校 分教室・訪問学級一覧

校種	学校名	病院・施設名	
特別支援学校	(府立)光陽支援学校	分教室	大阪公立大学医学部附属病院
			大阪市立総合医療センター
		訪問学級 (主な訪問先)	国立病院機構大阪医療センター
			大阪赤十字病院
			JCHO大阪病院
			大阪旭こども病院
	(府立)羽曳野支援学校	分教室	大阪急性期・総合医療センター
			大阪母子医療センター
			堺咲花病院
			大阪労災病院
			近畿大学病院
		訪問学級 (主な訪問先)	阪南病院
			耳原総合病院
			ベルランド総合病院
			阪南中央病院
			りんくう総合医療センター
	(府立)刀根山支援学校	分教室	大阪南医療センター
			大阪精神医療センター
			大阪大学医学部附属病院
			関西医科大学総合医療センター
訪問学級 (主な訪問先)		関西医科大学附属病院	
		高槻病院	
		ゴバース記念病院	
		北野病院	
(府立)東住吉支援学校	訪問学級	国立循環器病研究センター	
		大阪発達総合療育センター	

(5) 教育委員会の主な取組み

ア 特別支援教育サポーター配置事業

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が相互に理解を深め、互いのよさを認め合うための支援等や通常学級・特別支援学級に在籍する個別支援の必要な児童生徒の学習補助や生活補助等を実施するため特別支援教育サポーターを配置している。

イ インクルーシブ教育推進スタッフ配置

特別支援教育に専門性の高い教員経験者を拠点となる小中学校及び義務教育学校に配置し、特別支援学級・通常学級における必要な支援について、教員及び特別支援教育サポーターに対し指導・支援の実践的モデルを示し、資質の向上を図る。

ウ 巡回指導体制の強化

インクルーシブ教育の推進に向け、指導主事及び巡回アドバイザー（臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士）が、障がいのある幼児児童生徒の観察を行い、教職員に対し指導・助言を実施し、各校園における校園内体制の強化を図る。

エ 医療的ケアの必要な幼児児童生徒への看護師配置

医療的ケアの必要な幼児児童生徒が安心・安全な学校生活を送れるよう、看護師を配置し、医療的ケアを行う教員等への指導助言、研修等を行う。

オ 肢体不自由等児童生徒通学支援タクシー

小・中学校及び義務教育学校の特別支援学級在籍児童生徒のうち、重度肢体不自由等で歩行困難なため自力通学が困難な児童生徒等について、登下校時に雨天等の天候不良で、通学の安全を確保するため保護者同伴でのタクシーによる通学支援を行う。

カ 肢体不自由等児童生徒の校外活動におけるリフト付きバス差額支援

小・中学校及び義務教育学校の校外活動において、バスへの乗降や座席での姿勢保持が困難な車椅子等を使用する児童生徒が、安全かつ安心して参加するため、移動手段としてリフト付きバスを利用する際に、通常バスとリフト付きバスの差額を支援する。

キ 特別支援教育関係図書等の閲覧・貸出

インクルーシブ教育推進室にライブラリーを開設、書籍及び DVD 約 2,000 冊を貸し出し、校園内研修や日常の指導等に活用できるようにする。

ク キャリア教育支援センターの運営（難波支援学校内）

中学校及び義務教育学校（後期課程）の特別支援学級在籍生徒や旧大阪市立高等学校自立支援コース、旧大阪市立特別支援学校中学部・高等部に在籍する生徒へのキャリア教育・職業体験実習（おしぼり加工、印刷製本、紙器加工、清掃、ピッキング作業、事務補助作業、洗濯）を実施する。また、就労相談担当指導員が、発達障がい等のある生徒の就労を支援するため、現場実習先の開拓や巡回指導、相談、講話等を実施する。

令和5年度 特別支援教育研修予定表

- 詳細は「月別研修一覧表」をご覧ください。変更がある場合は、SKIP「連絡掲示板」にて連絡します。
 ○受講にあたっては、「My・reco（マイ・レコ）」からの申込が必要です。申込期間を確認してください。
 ○申込不要の研修については、「申込期間」欄に「不要」と記しています。
 ○「申込期間」欄に★印のある研修については、該当者をこちらで登録します。詳細については、4月4日付管理職あて
 事務連絡「令和5年度 特別支援教育に関する研修受講者情報の報告について（依頼）」により連絡しています。
 ○定員のある研修については、先着順でMy・reco申込を受け付けます。定員に達し次第、申込を終了します。

1. 特別支援教育コーディネーター、校内外支援の軸となるミドルリーダー対象

研修名	日時	テーマ・内容	形態等	申込期間	講師
特別支援教育C0 必修研修	① 4月24日(月) 15:30~17:00	特別支援教育コーディネーターの役割 ※ブロック別に開催します。 1・2ブロック:4月24日 3・4ブロック:4月26日	on-line	不要 ★ 管理職からの報告を もとにこちらで登録済	指導主事
	② 4月26日(水) 15:30~17:00				
特別支援教育C0 スタンダード研修	7月20日(木) 14:00~17:00	実践 チーム支援 ~子どもを支えるチーム支援の進め方~	集合 東淀川区 インクルーシブ 教育推進室	6/23~7/14	大阪教育大学 水野 治久
特別支援教育C0 スキルアップ研修	1月5日(金) 14:00~17:00	【仮題】実践 チーム支援		12/8~12/29	大阪教育大学 水野 治久

2. 特別支援学級担任および特別支援教育に携わる教員対象

【必修】 特支担当者 必修研修	1 4月18日~8月31日	特別の教育課程と自立活動	オンデマンド ※期間内に 受講シートを 提出すること により受講と みなす	不要 ★ 管理職からの報告を もとにこちらで登録済	指導主事
	2 7月3日~12月22日	自立活動の指導の実践			指導主事
	3 12月25日~3月22日	自立活動の指導の評価と引継ぎ			指導主事

3. 通級による指導担当者対象

【必修】 他校通級研修	1 4月28日(金) 15:00~17:00	通級による指導の役割と運営について	集合 東淀川区 インクルーシブ 教育推進室	不要 ★ 管理職からの報告を もとにこちらで登録済	指導主事 通級指導アドバイザー 森田 雅子
	2 5月24日(水) 9:30~11:30	通級による指導におけるICT活用実践報告			指導主事、通級指導アドバイザー 実践教員
	3 6月21日(水) 15:00~17:00	ソーシャルスキルの指導			大阪医科薬科大学LDセンター 西岡 有香 指導主事
	4 8月8日(火) 9:30~12:00	読み書きの指導			専門家チーム・アドバイザー 森田 安徳 指導主事、実践教員
	5 9月1日(金) 9:30~12:00	言語指導について			大阪市立総合医療センター 草間 由実子 指導主事、実践教員
	6 10~11月予定 9:30~12:00	事例検討			通級指導アドバイザー 指導主事、実践教員
	7 11~12月予定 9:30~12:00	事例検討			通級指導アドバイザー 指導主事、実践教員
	8 1~2月予定 9:30~12:00	事例検討および実践報告			通級指導アドバイザー 指導主事、実践教員
	9 3月予定 9:30~12:00	実践報告 今年度のまとめ			通級指導アドバイザー 指導主事、実践教員
【必修】 自校通級 連続講座	1 4月21日(金) 15:00~17:00	通級による指導について	集合 東淀川区	不要 ★ 管理職からの報告を もとにこちらで登録済	指導主事 通級指導アドバイザー 山田 充
	2 7月3日(月) 15:00~17:00	事例を通して指導方法を学ぶ	集合 もしくは オンライン 集合の場合 東淀川区 インクルーシブ 教育推進室		通級指導アドバイザー 指導主事
	3 8月29日(火) 15:00~17:00	事例を通して指導方法を学ぶ			通級指導アドバイザー 指導主事
	4 10月17日(火) 15:00~17:00	事例を通して指導方法を学ぶ			通級指導アドバイザー 指導主事
	5 12月5日(火) 15:00~17:00	事例を通して指導方法を学ぶ			通級指導アドバイザー 指導主事
	6 3学期	事例を通して指導方法を学ぶ まとめ			通級指導アドバイザー 指導主事

4. 受講を希望するすべての教員対象

研修名	日時	テーマ・内容	形態等	申込期間	講師	
インクルーシブ教育研修	1	6月7日(水) 15:00~17:00	発達障がいのある子どもの学習面の支援(国語・ことば)	集合 東淀川区 インクルーシブ 教育推進室 定員あり 定員に達し次第 申込を終了する	5/12~6/2	通級指導アドバイザー 山田 充
	2	6月14日(水) 15:00~17:00	発達障がいのある子どもの学習面の支援(算数・かず)		5/19~6/9	通級指導アドバイザー 山田 充
	3	7月31日(月) 9:30~11:30	特別支援教育の視点からの授業改善		7/3~7/24	桃山学院教育大学 松久 眞実
	4	12月27日(水) 15:00~17:00	発達障がいのある子どもの指導と支援		12/1~12/22	梅花女子大学 伊丹 昌一
	5	9月7日(木) 15:00~17:00	自閉スペクトラム症の子どもの自立活動 -行動を読み解き指導につなげる-		8/14~9/4	兵庫教育大学大学院 井澤 信三
	6	9月28日(木) 15:00~17:00	ダウン症の子どもの行動特性 -事例をもとに特性を読み解く-		9/5~9/26	大阪医科薬科大学小児科名誉教授 玉井 浩
	7	10月予定 15:00~17:00	病弱の子どもの自立活動		後日案内	専門家チーム・アドバイザー 指導主事
	8	10月予定 15:00~17:00	肢体不自由のある子どもの自立活動		後日案内	地域支援リーディングスタッフ 指導主事
	9	11月予定 15:00~17:00	視覚障がいのある子どもの自立活動		後日案内	大阪教育大学 正井 隆晶 実践教員
	10	11月予定 15:00~17:00	聴覚障がいのある子どもの自立活動		後日案内	通級指導アドバイザー 森田 雅子 実践教員
特別支援教育実践講座(行動面)	1	5月2日~5月23日	行動面の支援①(理論編) 【アセスメント・指導方法】	オンデマンド 定員なし	4/11~4/24	大阪教育大学 庭山 和貴
	2	3月予定	行動面の支援②(報告編) 【実践紹介と専門家による解説】		後日案内	大阪教育大学 庭山 和貴 実践教員
特別支援教育実践講座(自立活動)	1	5月16日~6月6日	自立活動の指導①(理論編) 【アセスメント・指導内容・指導方法】	オンデマンド 定員なし	4/24~5/12	大阪教育大学 今枝 史雄
	2	3月予定	自立活動の支援②(報告編) 【実践紹介と専門家による解説】		後日案内	大阪教育大学 今枝 史雄 実践教員
特別支援教育実践講座(UD)	1	5月8日~5月29日	学びのユニバーサルデザイン①(理論編) 【UDLの内容・実践例】	オンデマンド 定員なし	4/17~5/1	新潟大学大学院 長澤 正樹
	2	3月予定	学びのユニバーサルデザイン②(実践編) 【実践紹介と専門家による解説】		後日案内	新潟大学大学院 長澤 正樹 実践教員
幼稚園特別支援教育研修	1	5月10日~5月31日	幼稚園における特別支援教育の視点を生かした指導や支援	オンデマンド 定員なし	不要	新潟大学大学院 長澤 正樹
	2	1月予定	実践報告		不要	研究実践園 教員
小学校特別支援教育研修	1	7月20日~8月31日	小学校通常学級におけるインクルーシブ教育	オンデマンド 定員なし	6/20~7/18	大阪大谷大学 小田 浩伸
中学校特別支援教育研修	1	7月20日~8月31日	中学校通常学級におけるインクルーシブ教育	オンデマンド 定員なし	6/20~7/18	大阪大谷大学 小田 浩伸
特別支援教育ICT活用研修	1	7月31日~配信	ICTを活用した指導や支援 【実践紹介】	オンデマンド 定員なし	7/3~7/24	指導主事
	2	3月予定	ICTを活用した指導や支援 【実践紹介】		後日案内	指導主事 実践教員
手話講座	別途通知予定 ※全6回	初歩から学ぶ手話	集合	後日別途通知	ろうあ会館 講師	